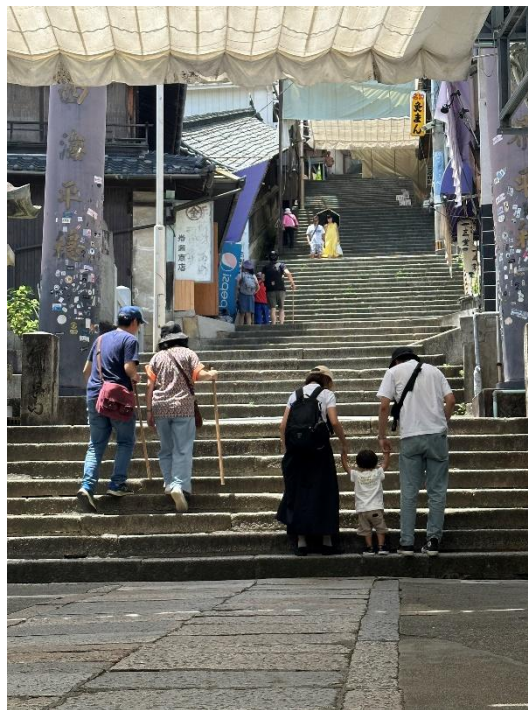


琴平町地域おこし協力隊員募集要項



令和8年8月

琴平町地域おこし協力隊員募集要項

琴平町は、香川県のほぼ中央に位置し、年間を通して温暖な、暮らしやすい気候に恵まれており、まちは四季ごとに桜、つつじ、もみじ等の花や緑に彩られます。

また、「讃岐のこんぴらさん」で有名な金刀比羅宮の門前町として栄えてきた歴史と文化があり、そうした歴史に彩られた名所旧跡を訪ねる観光客を国内外より年間約 250 万人以上集める四国を代表する観光地でもあります。

東西 3.3km、南北 5.3km、総面積 8.47km²と小さな町ですが、町内には国道が貫通し、また、JR土讃線の琴平駅、高松琴平電鉄琴平線の終点駅があるなど、県都高松にも 60 分以内でアクセスできる、コンパクトで利便性の高い地域となっています。

このように魅力を満載した琴平町ではありますが、全国的な傾向と同様、少子高齢化の急速な進行やそれに伴う将来的なまちづくりの担い手不足が課題となっています。そうした中で、本町にお住まいの方に満足いただけるまちづくりを最優先し、「小さくても、みんなが笑顔で、幸せを感じるまち」といわれる琴平町をめざし、住民主体のまちづくりを進めています。

地域おこし協力隊の方に、行政とは異なる外からの視点を持った皆様の新しい力を吹き込んでいただくことで、優れた地域資源の更なる有効活用を図ることができると考えています。我々職員もまちの元気のために全力で取り組んでまいりますので、共に愛する郷土をつくりましょう。



1 募集人員

商店街活性化業務担当 若干名

2 活動内容

「共通事項」に記載した業務と併せて、「個別事項」に記載した事項を実施する。

(1) 共通事項

町民、関係団体及び町職員等と連携し、次に掲げる活動を行う。

- ・ 産業（農業・観光商工業）の活性化支援
- ・ 地域コミュニティの活性化支援
- ・ 地域資源（特産品、歴史・文化）の発掘
- ・ 町の重要施策の推進支援
- ・ 上記内容の継続的情報発信
- ・ その他町長が必要と認めた活動

(2) 個別事項

担当	詳細	必要となる能力・経験
商店街活性化業務担当	① 商店街活性化 ・ 商店街における空き店舗対策 ・ 商店街における賑わい創出 ・ 商店街の PR 活動など ② 電子地域通貨促進	・ 商店街の活性化キャンペーンやイベント等の企画などの経験がある方 ・ ホームページ・SNS 等で一般的な情報発信以上のスキルをお持ちの方

3 募集対象

(1) 次の要件をすべて満たす方

- ① 応募時点で3大都市圏内の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部）または、政令指定都市（条件不利地域を除く）または、3大都市圏内の一部条件不利地域に居住している方で、委嘱後、琴平町に住民票を異動して居住できる方
※対象には、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。
- ② 普通自動車運転免許を有する方
- ③ ワード、エクセル、動画編集等の一般的なパソコン操作及びSNSを利用した情報発信に使用する情報通信機器の操作ができる方
- ④ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- ⑤ 活動内容を積極的に企画立案・実践できる方
- ⑥ 委嘱期間を全うする意思のある方
- ⑦ 隊員としての委嘱期間終了後も本町に定住する意思がある方

4 雇用条件

(1) 形態及び期間

- ① 琴平町会計年度任用職員（パートタイム）としての任用となります。
- ② 雇用期間は、委嘱日（令和8年11月1日以降）～令和9年3月31日とします。
ただし、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。（最初の委嘱の日から最長3年間）
- ③ 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。

(2) 給与

月額219,393円・期末手当あり

（この月額から共済組合、厚生年金、雇用保険等の本人負担分等が控除されます。）

(3) 勤務日数、時間

原則、月曜日～金曜日 9:00～17:00 を基本とします。

ただし、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は除きます。

(4) 福利厚生等

- ① 社会保険（雇用保険、厚生年金、地方公務員共済組合）に加入します。
- ② 住居費及び転居にかかる費用は、琴平町地域おこし協力隊家賃等補助金交付要綱に基づき補助します。
※家財道具、水道光熱費や使用料、その他日用品や生活費等は自己負担となります。
- ③ 職務に従事する間は公用車の利用が可能です。なお、近隣の移動には自転車を利用いただきます。生活に利用する交通手段は各自でご用意ください。
- ④ 職務に従事する間に遭遇した事故・災害等については、香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例の規定が適用されます。
- ⑤ その他、活動に必要な経費（消耗品購入費、研修参加費等）について、予算の範囲内で町が負担します。

5 応募手続

(1) 応募期間

令和8年8月31日（月）～令和8年9月17日（木）必着

(2) 応募方法

次の提出書類を琴平町役場観光商工課まで郵送、電子メールもしくは持参してください。

- ① 琴平町地域おこし協力隊応募用紙
- ② 住民票抄本（応募用紙の記載日から1カ月以内に発行されたもの）
- ③ 運転免許証の写し（両面）
- ④ その他PR資料（任意）

※過去に企画した地域活動等の資料や商品開発、研究成果等の資料があれば添付してください。

(3) その他

- ① 応募要項、応募用紙等のデータは、琴平町 HP からダウンロードできます。
- ② 選考結果に関わらず、提出された書類は返却しません。
- ③ 選考の参加のために必要な費用（交通費、郵送料等）は、応募者の負担となります。

6 選考方法

(1) 事前相談（希望者のみ）

審査ではありませんが、着任後のミスマッチを防ぐため、事前相談を実施しています。

応募者と町がお互いの考えを共有し、応募前に疑問点など解消します。事前相談は、対面だけでなくオンラインでも可能です。応募前にご連絡ください。

(2) 第1次選考（書類審査）

書類審査の上、応募受付終了後2週間を目途に結果を応募者全員に文書で通知します。

また、併せて履歴書に記載いただいたメールアドレスにお送りします。

(3) 第2次選考（面接審査等）

第1次選考合格者を対象に、随時第2次選考を実施します。詳細な日時等は、第1次選考結果を通知の際にお知らせします。

(4) 第2次選考結果のお知らせ

面接終了後10日以内に郵送にて、選考結果が決定次第お知らせします。合格者（内定者）とは、着任に向けた協議を行います。

※選考経過、結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。

7 応募先・問い合わせ先

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井817-10

琴平町観光商工課「地域おこし協力隊」担当 宛

電話：0877-75-6710

FAX：0877-75-6722

E-mail：kankousyokou@town.kotohira.lg.jp

町HP：<https://www.town.kotohira.kagawa.jp/>

